

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 市 長		平成25年7月31日
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市上京区下立売通新町西入る数ノ内町	報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 京都府 京都府知事 山田 啓二	

京都市地球温暖化対策条例第22条第2項の規定により報告します。	
環境マネジメントシステムの名称	京都府環境マネジメントシステム
適用範囲	京都府庁の本庁舎及び全公所
導入年月日	2006年 3月31日
認証番号	—
基本方針	京都府は、地球温暖化防止に向けて、実行ある施策をさらに推進するとともに、自らも一事業者として、温室効果ガスの削減に率先垂従して取り組む必要がある。エコオフィスの徹底や施設の環境性能の向上等の重点対策に取り組むとともに、環境マネジメントを運用することにより、府の事務・事業に係る温室効果ガス排出削減目標の着実な達成を図る。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	府庁の温室効果ガス排出量を、平成26年度までに平成23年度比7%削減することを目標とする。
目標を達成するための取組の内容	平成24年度共通目標 ①温室効果ガスの削減（電気使用量の削減、燃料使用量の削減等） ②廃棄物量の削減（リサイクルの推進、廃棄物減量化等） ③コピー用紙購入枚数の削減（用紙削減使用量の削減） 【重点目標】 ・昼休み時間中の全部消灯の徹底 ・残業時の部分消灯の徹底 ・冷暖房温度の適温管理に対応した能率的な服装の励行
目標を達成するための取組の進捗状況	各所属のエコオフィス推進員が中心となり、点検表に基づきチェックを行った。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	外部監査の結果から、3つの共通目標は浸透し、全庁が意識を持って活動していることが確認された。
事業活動に係る法令の遵守の状況	平成24年度において、関連法規に関する違反等なく、的確に法令遵守されている。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	毎年度、内部監査及び外部監査の結果を評価することにより、次年度以降の取組につなげている。平成23年度以降、節電の必要性が高まったことから、エコオフィス活動の一層の徹底を行うとともに、夏季・冬季には節電の取組も実施している。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。